

2025年度県職連合サークル活動助成金交付要綱 新旧対照表

新	旧
(目的) 第1 この要綱は、沖縄県関係職員連合労働組合の組合員（以下「組合員」という）の余暇の活用と、明るい職場づくりを推進するため、共通の趣味や特技に関心を持った組合員のサークル活動費の一部を助成することによって、サークルの育成と組合員の団結を促進し、組合活動に定着させることを目的とする。 (助成金の対象となるサークル) 第2 助成金の対象となるサークルは、次の要件を備えたものとする。 (1) 組合員の文化、教養を高め、特技を磨き、健康を増進させるために組織されたサークルで、年間を通して継続した活動を行っているもの。 <u>(削除)</u> (2) 原則として三職場以上（病院は一職場でも可）の組合員・準組合員・特別会員・県職員退職者会員（以下組合員等という）で組織され、かつ組合員、準組合員の合計が8名以上であること。県職員退職者会員は組合員、準組合員の合計の人数を超えないこと。 ※3職場以上で構成できない場合は、理由書を添付すること。 <u>※組合員等の資格確認はサークル助成金を審査する2025年8月1日時点とする。</u> (3) <u>様式1のサークル活動にかかる今年度活動費予算(案)</u>が5万円を超えていること。 (4) 労福推進委員会ニュースにサークル紹介の記事を提供することができること。 (5) その他、<u>県職連合執行</u>委員長が必要と認めた事項。 (助成額) 第3 助成金として交付する<u>基本の額</u>は、サークルの<u>今年度活動予算(案)</u>の1/2を上限とし、組合員等15人未満は2万円以内、15人以上20人未満は3万円以内、20人以上25人未満は4万円以内、25人以上は5万円以内とする。 (1) 202<u>5</u>年4月1日から助成金の申請締め切り日までの間に、サークル勧誘の一環として、組合未加入者を新規に組合加入させた場合は、<u>基本の額に加え、新規組合員1人につき助成金1万円を増額することができる。</u>	(目的) 第1 この要綱は、沖縄県関係職員連合労働組合の組合員（以下「組合員」という）の余暇の活用と、明るい職場づくりを推進するため、共通の趣味や特技に関心を持った組合員のサークル活動費の一部を助成することによって、サークルの育成と組合員の団結を促進し、組合活動に定着させることを目的とする。 (助成金の対象となるサークル) 第2 助成金の対象となるサークルは、次の要件を備えたものとする。 (1) 組合員の文化、教養を高め、特技を磨き、健康を増進させるために組織されたサークルで、年間を通して継続した活動を行っているもの。 <u>※新たに申請するサークルに関しても前年度の活動実績が必要</u> (2) 原則として三職場以上（病院は一職場でも可）の組合員・準組合員・特別会員・県職員退職者会員（以下組合員等という）で組織され、かつ組合員、準組合員の合計が8名以上であること。県職員退職者会員は組合員、準組合員の合計の人数を超えないこと。 ※3職場以上で構成できない場合は、理由書を添付すること。 <u>(追加)</u> (3) _____サークルの_____ <u>年活動費予算</u> が5万円を超えていること。 (4) 労福推進委員会ニュースにサークル紹介の記事を提供することができること。 (5) その他、<u>執行</u>委員長が必要と認めた事項。 (助成額) 第3 助成金として交付する_____額は、サークルの<u>年間予算</u>の1/2を上限とし、組合員等15人未満は2万円以内、15人以上20人未満は3万円以内、20人以上25人未満は4万円以内、25人以上は5万円以内とする。 (1) 202<u>3</u>年度4月1日から助成金の申請締め切りまでの間に、サークル勧誘の一環として、組合未加入者を新規に組合加入させた場合は、<u>新規組合員1人につき1万円助成金を増額することができる。</u>

ただし、1 サークルあたり 3 名までを上限とし、新規組合員が複数サークルに所属する場合は所属するサークルの数で割った額を該当するサークルに助成する。なお、増額分の上限数については、助成単価が高い順に集計し適用するものとする。

(2) 前項の増額算定においては、「お友達紹介キャンペーン」の対象となった新規組合員は対象外とする。

(3) サークル助成金予算の範囲内で支給することとする。

(申請)

第 4 申請は助成金交付申請書（様式 1 ～ 3）により行う。

(1) 同類のサークルでの会員の二重登録は行わないこと。

(2) 同一人物の 3 サークル以上の重複登録は行わないこと。

(3) 組合員等以外の者を名簿に記載しないこと。

(4) 同一メンバーが 5 0 % 以上のサークルについては同一のサークルとみなす。

(5) 会員はサークルの活動に常時参加できる範囲に居住している者とする。

(6) 申請書はサークル代表者の所属する支部に提出する。

2 第 1 項の申請期限については、2025 年 7 月 1 日から 2025 年 7 月 31 日までとする

(交付)

第 5 助成金の交付決定は、各支部の審査を経て労福推進委員会で決定し労福ニュースにて通知する。

(実績報告)

第 6 助成金の交付を受けたサークル責任者は、活動が終了した日から 2 か月以内又は 2026 年 4 月 1 日から 5 月 31 日までの期間のいずれか早い期日までに実績報告書（様式 4）を推進委員長に提出するものとする。

(助成金の返還)

第 7 次の場合は助成金の返還を要することがある。

(1) 第 4 の (3) に違反した場合

(2) 第 6 に定められている実績報告が確認できなかった場合

(3) 助成金の適正な利用が確認できなかった場合

(その他)

第 8 この要綱は 2 0 2 5 年度限りとする。ただし、この要綱に基づき交付決定

(追加)

(追加)

(2) サークル助成金予算の範囲内で支給することとする。

(申請)

第 4 申請は助成金交付申請書（様式 1 ～ 3）により行う。

(1) 同類のサークルでの会員の二重登録は行わないこと。

(2) 同一人物の 3 サークル以上の重複登録は行わないこと。

(3) 組合員等以外の者を名簿に記載しないこと。

(4) 同一メンバーが 5 0 % 以上のサークルについては同一のサークルとみなす。

(5) 会員はサークルの活動に常時参加できる範囲に居住している者とする。

(6) 申請書はサークル代表者の所属する支部に提出する。

(追加)

(交付)

第 5 助成金の交付決定は、各支部の審査を経て労福推進委員会で決定_____する。

(追加)

(助成金の返還)

第 6 次の場合は助成金の返還を要することがある。

(1) 第 4 の (3) に違反した場合

(追加)

(2) 助成金の適正な利用が確認できなかった場合

(その他)

第 7 この要綱は 2 0 2 4 年度限りとする。(追加)

<u>を受けた助成金については、本要綱の執行後もその効力を有する。</u>	
---------------------------------------	--